

2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定

訪問調査等による事実確認によって高齢者や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています。

(高齢者虐待防止法第9条第1項)

具体的には、コアメンバー会議において事案に対する協議を行い、対応方針や支援者の役割について決定します。なお、対応方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、高齢者がどのような支援や生活を望んでいるのか、高齢者の意思を確認し尊重することが重要です。ただし、高齢者の生命や身体にかかわる危険が大きいと判断される場合は、高齢者の自己決定の尊重より、客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保を優先させる必要がある場合もあります。

《コアメンバー会議》

高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職及び担当職員と地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議

1) コアメンバー会議の開催

市の担当部署は、速やかに会議を招集し、事実確認に基づいた情報を共有のうえ、合議にて意思決定をしていきます。コアメンバー会議において、市及び高齢者虐待対応協力者は、第9条第1項に基づいて、事実確認に基づいた高齢者等の個人情報（要配慮個人情報を含みます。）を共有することが可能です。（個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等）

状況に応じて立入調査や、やむを得ない事由による措置等の市の権限を行使する必要があるため、意思決定者である市管理職が会議に参加し、対応が滞ることがないように留意することが必要です。

出典：社団法人日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための
養護者による高齢者虐待対応の手引き、2011、P67.

コアメンバー会議による協議

- 庁内関係部署職員や専門的な助言者の参加要請
 - 事業のアセスメント
 - 緊急性の判断
 - 深刻度の判断
 - 虐待の有無の判断
 - 対応方針・計画の協議
 - 対応内容の協議
 - 関係機関の役割の明確化
 - 主担当者の決定
 - 連絡体制の確認
 - 会議録、対応計画の作成
 - 会議録、対応計画の確認
- 参加メンバーによる協議

2) 虐待の有無の判断

コアメンバー会議において、事実確認により収集された情報から虐待の有無を判断します。

虐待の事実はない（虐待が疑われる事実等が確認されなかった）、収集した情報が十分ではなく判断できなかった、虐待の事実が確認された（虐待が疑われる事実が確認された）のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを確認します。会議にて設定した期限までに判断が出来なかった事案については、事実確認の継続または立入調査の必要性について判断し、対応します。

出典：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための
養護者による高齢者虐待対応の手引き、2011、P68